

令和4年2月28日 開会 会期日数 1日間  
令和4年2月28日 閉会 開議日数 1日間

## 令和4年第1回後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和4年第1回後志広域連合議会定例会

○招集年月日 令和4年2月8日

○招集の場所 ホテル第一会館 1階会議室

○開 会 令和4年2月28日（月曜日） 14時20分 議長宣告

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 令和4年度後志広域連合行政執行方針
- 5 議案第1号 第4次後志広域連合広域計画の策定について
- 6 議案第2号 令和3年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 7 議案第3号 令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第4号 令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第5号 令和4年度後志広域連合一般会計予算
- 10 議案第6号 令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算
- 11 議案第7号 令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算

○出席議員（14名）

議長 16番	岩井 英明（赤井川村）	1番	堀 清（古平町）
2番	岩本 幹兒（積丹町）	3番	坂庭 進（留寿都村）
4番	猪狩 一郎（ニセコ町）	5番	宮本 幹夫（仁木町）
6番	渡邊 昭（京極町）	7番	菊地 光男（喜茂別町）
8番	中田 仁史（島牧村）	9番	古谷 眞司（倶知安町）
10番	田中 正浩（神恵内村）	11番	佐伯 秀範（真狩村）
13番	宇留間 文宣（泊村）	14番	福本 誠一（黒松内町）

○欠席議員（2名）

12番	矢瀬 政男（共和町）	15番	富樫 順悦（蘭越町）
-----	------------	-----	------------

○地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	高橋 昌幸
代表監査委員	佐藤 嘉己

○出席説明員

副広域連合長	川村 順二
事務局長兼総務課長	山口 丈夫
会計管理者	畑谷 順治
税務課長	佐々木 壮
国民健康保険課長	高崎 貴明
総務課総務係長	波能 研人
国民健康保険課国保係長	小山田 知世
国民健康保険課保険給付係長	菅野 まみ
介護保険課介護保険係長	夏井 一充
介護保険課事業推進係長	松尾 真由美
介護保険課保険管理係長	菊地 龍司
介護保険課介護給付係長	野口 智義

○出席事務局職員

事務  
書

局

長  
記

山  
波

口  
能  
丈  
研  
夫  
人

○会議録署名議員

5番 宮本

幹夫 (仁木町)

6番 渡邊

昭 (京極町)

◎開会、開議の宣言

○議長（岩井英明）

皆さんこんにちは。

開会前ではございますが、ご案内のとおり昨日、神恵内村長選挙が実施されたところでございます。

見事、大差にて6選を果たしたということで、心よりお喜びを申し上げたところでございます。

どうぞ連合長におかれましては、益々の活躍とご期待を申し上げまして、当議会からのお祝いの言葉に代えさせていただきます。

本当におめでとうございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、令和4年第1回後志広域連合議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、12番矢瀬議員と15番富樫議員から欠席の届出が出されております。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、5番宮本議員、6番渡邊議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定については、本日、議会運営委員会が開催され、その結果本日1日限りとの報告がありました。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明）

日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会に提出された議案につきましては、すでに配布している議案綴りのとおりでございます。

次に、監査委員から12月から2月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配布しております一覧表のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政執行方針

○議長（岩井英明）

日程第4、令和4年度後志広域連合行政執行方針を行います。

高橋連合長。

## ○広域連合長（高橋昌幸）

令和4年第1回後志広域連合議会定例会において、令和4年度の各会計予算案並びに諸議案のご審議をいただくに当たり、広域連合行政の執行に対する所信を申し上げ、広域連合議会議員の皆様をはじめ、関係町村の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

初めに、令和3年度の広域行政の執行につきましては、後志広域連合議会並びに関係町村のご理解とご協力を賜り、各事務・事業が円滑に推進できましたことを、心から感謝とお礼を申し上げます。

後志広域連合は、これまで後志広域連合広域計画に基づき、関係町村が互いに連携し、効率的で効果的な行政体制を構築し、事務・事業の共同執行、共同処理により、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいりました。

令和3年度も、なお続く新型コロナウイルス感染拡大の影響により、各自治体では歳入も大きく減少する中、感染対策や経済対策など厳しい自治体運営を余儀なくされている状況下にあります。

このような中であって、広域連合の現状と課題を精査し、目指すべき将来を見据え、事務・事業を執り進めることが肝要であります。

令和4年度予算編成に当たっては、住民福祉の増進を念頭に、広域計画の推進、最少の経費で最大の効果を挙げるといった基本理念の下、諸課題に的確に対応するよう取り進めたところであります。

令和4年度における税の滞納整理業務については、関係町村から引き受けた事案が、これまで納税折衝を行っても早期納税に応じない滞納者が主体であることから、原則として滞納処分を前提とした厳正かつ効果的な滞納整理を行うことにより、税負担の公平性を図るとともに、税収の確保に努めてまいります。

また、引受案件については、的確な情報収集と実態把握に努め、差押財産については、適宜にインターネット公売を利用するなど、早期の換価処分により滞納額の圧縮を図ってまいります。

さらに、滞納整理に係る職員研修を開催し、各町村における徴収技術の向上を図るとともに、困難案件に関する滞納整理に関しても連携を図るなど、引受案件の滞納整理以外においても、関係町村の収入未済額の圧縮に寄与できるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、加入者負担の公平性の観点から、北海道において令和12年度を目途に国保税率の統一を目指しているところですが、現時点では未確定な部分が多いため、今後の動向に注視し関係町村、北海道及び関係機関と緊密に連携を取り、関係町村への的確な情報提供に努め、国保税額の急激な変動が生じないように取り組んでまいります。

また、国民健康保険に係る医療費については、広域連合管内の人口減少による被保険者数の減少などの理由により減額の傾向にあります。一人当たりの医療費については、被保険者の高齢化や医療の高度化、さらには生活習慣病の増加などにより増額の向きにあるため、生活習慣病の早期発見等の健康維持対策により、関係町村と連携を密にしながら、特定健診の受診率向上に繋がる事業を中心とした各種保健事業に取り組み、被保険者の一層の健康の保持と増進に努めてまいります。

さらに、レセプト点検調査、医療費通知、後発医薬品、利用差額通知により医療費の適正化を図り、より安定した保険運営のために事務の効率化と経費の節減に努めてまいります。

介護保険業務につきましては、第8期後志広域連合介護保険事業計画の2年目を迎えます。

計画の基本理念である、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活と日常生活を営むことができるよう「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、関係町村と連携・支援を行ってまいります。

令和3年度から後志広域連合関係町村の諸課題解決に向け、新たに導入した包括的支援事業アドバイザー業務は、令和4年度も引き続き導入し、諸課題解決に向けた取り組みを行ってまいります。

また、これまで介護保険事業計画策定時に実施している「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」は、第9期計画期間中に「地域包括ケアシステム」構築目途の2025年を迎えることから、調査の実施を早めます。把握した住民の意向からしっかり検討を重ね、第9期介護保険事業計画策定時に反映させてまいります。

地域支援事業においては、関係町村、地域包括支援センターとの意見交換・研修などを実施し、情報を共有するとともに、自立支援、介護予防・重度化防止に向けて、地域の実情に応じた課題解決等への取組を支援してまいります。

そして、適切な介護給付に取り組み、介護保険制度の円滑かつ持続的な運営を継続するために、関係町村及び各関係機関と連携を図り、安定的な保険運営を行ってまいります。

次に、令和4年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計及び介護保険事業特別会計の各会計予算案について、申し上げます。

一般会計予算の歳入歳出総額は、1億9,853万5,000円で、前年度比較では、274万4,000円の増額であります。

また、関係町村の負担金は、10億1,102万9,000円で、前年度比較では、432万5,000円の増額となっております。

国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、69億9,585万9,000円で、前年度比較では、3億1,823万1,000円の減額となっております。

また、関係町村の分賦金は、20億9,662万7,000円で、前年度比較では、9,831万円の減額となっております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、65億9,091万7,000円で、前年度比較では、1億2,042万4,000円の増額となっております。

また、関係町村の負担金は、1億466万2,000円で、前年度比較では、1,261万6,000円の増額となっております。

各会計の合計予算額は、137億8,531万1,000円で、前年度比較では、1億9,506万3,000円の減額となり、関係町村の合計負担金は、32億1,231万8,000円で、前年度比較では、8,136万9,000円の減額となりました。

なお、派遣職員の人件費に係る派遣元町村への負担金は、一般会計が3,866万2,000円、国民健康保険事業特別会計が3,857万5,000円、介護保険事業特別会計が6,249万2,000円、合計1億3,972万9,000円で、前年度比較で、525万4,000円の減額となります。

以上で、令和4年度の後志広域連合行政を執行するに当たり、その方針と主な取り組みについて、所信を申し上げます。

今日、地方自治体は、人口の減少、地域経済の活性化、コロナ禍における自治体運営など、困難な課題を多数抱えておりますが、私に与えられた使命を全うするため、議員の皆様からいただきます、多くのご指導とご助言を糧に、関係町村との強いつながりを大切にしながら、事務・事業の共同執行と権限移譲の受け皿となる後志広域連合の発展に、職員と共に全力を尽くして取り組む所存でございます。

議会議員の皆様、関係町村の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和4年度の行政執行方針といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

以上をもって、令和4年度後志広域連合行政執行方針を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○議長（岩井英明）

日程第5、議案第1号、第4次後志広域連合広域計画の策定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

ただいま上程されました、議案第1号、第3次後志広域連合広域計画の策定についてご説明申し上げます。

現行の第3次広域計画の計画期間が令和3年度で満了することに伴い、第4次の広域計画を策

定するもので、地方自治法第291条の7第3項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

この計画の策定の経過でございますが、昨年7月に関係町村の総務課長等で構成する事務調査研究会から始まり、その後、副町村長による策定会議及び関係町村担当課長による各部会の検討を経て昨年11月に計画素案がまとまり、11月30日開催の後志広域連合議会全員協議会で中間報告としてご説明申し上げたところでございます。

その後、住民からの意見募集としてパブリックコメントを昨年12月13日から本年1月12日の期間で実施しております。パブリックコメントでは意見の提出はありませんでした。

この結果を受けまして、計画案は2月7日に書面開催とさせていただきますました連合会議において、最終案として承認され、本日議会に提出させていただくものでございます。

計画案につきましては、昨年11月30日開催の全員協議会でご説明申し上げておりますので、本日は簡潔にご説明申し上げたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、別冊でお配りしております第4次後志広域連合広域計画の1ページをご覧ください。

「Ⅰ 第4次広域計画の策定にあたり」といたしまして、「1 後志広域連合圏域の概要」を記載しております。

ページの中ほどになりますが、漁業に関する記載におきまして、昨年11月の全員協議会でご指摘のありましたことにより、漁業生産額上位の記載を漁業生産量の上位の記載へと修正しております。

次のページになりますが、人口及び行政面積の表におきまして、令和2年国勢調査人口を速報値により記載しておりましたが、国勢調査結果が昨年11月30日に公表され、一部町村で数値の修正がありましたので、こちらの表につきましても修正しております。

同じく2ページには「2 広域連合の沿革」を記載、次の3ページには「3 広域計画について」として、計画策定の根拠法令、これまでの策定状況などについて記載しております。

4ページをご覧ください。

「(1) 広域計画の構成」でございますが、「基本構想」及び「基本計画」により構成することとし、「(2) 広域計画の区域」は、関係町村の区域とすることとしております。

「(3) 広域計画の期間及び変更」でございますが、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5年間として、これを変更することが必要と認められるときは、随時変更を行うこととしております。

5ページをご覧ください。

「Ⅱ 基本構想」でございますが、広域連合の将来像、事務の運営方針、計画の策定方針を記載しております。

6ページをご覧ください。

「Ⅲ 基本計画」になります。

「1 町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務」でございます。

「(1) 現状と課題」として6ページから8ページまで、収入未済額の状況、引受事案の徴収、差し押さえ、搜索の状況を記載しております。

9ページをご覧ください。

「(2) 今後の方針」でございますが、滞納整理事務に関しては、関係町村から引き受けた滞納事案を適正かつ厳正に処理し、税収の確保に努めるとともに、関係町村の税務職員の研修の実施、滞納整理に関する相談に努めることとしております。

また、「(3) 施策」でございますが、広域連合と関係町村が行う事務を記載しております。

10ページをご覧ください。

「2 国民健康保険事業に関する事務」でございます。

「(1) 現状と課題」として10ページから17ページまで、被保険者数の状況、財政状況、国保税額徴収状況、資格証明書等の交付状況、保険給付の状況、療養諸費、保健事業の状況について記載しております。

18ページをご覧ください。

「(2) 今後の方針」でございます。財政面については平成30年度より北海道が担っておりますが、資格管理や国保税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの事務は、これまで同様とな

りますので、広域連合としても北海道及び関係町村との連携をより深め、適正な事務の執行に努めることとしております。

また、被保険者の健康の維持・増進のため、各種保健事業の推進に努めることとしております。

さらに、北海道においては令和12年度を目途に国保税率の統一を目指していることから、関係町村との協議、検討及び情報提供等を行うこととしております。

「(3) 施策」でございますが、広域連合と関係町村の行う事務を19ページに記載しております。

また、保健事業の推進として特定健康診査・特定保健指導の受診率の向上、その他全般として国保税率の統一に向けての協議・検討、国民健康保険課の在り方について記載しております。

21ページをご覧ください。

「3 介護保険事業に関する事務」でございます。

「(1) 現状と課題」として、21ページから26ページまで、被保険者の状況、要介護認定者の状況、各種サービス受給者の状況、介護給付費の状況、保険料収納状況、地域包括支援センターの設置状況、地域支援事業について記載しております。

27ページをご覧ください。

「(2) 今後の方針」でございますが、第8期介護保険事業計画の検証及び課題を踏まえ、第9期計画を策定し、事業を推進していくこととし、企画及び運営の強化とともに地域包括ケアシステム構築に向けた事業推進について検討することとしております。

この(2)につきましては、昨年11月の全員協議会でのご指摘をいただき、本文の5行目、「関係町村の考え方や地域のニーズは実情と異なることから」との記載を「関係町村毎の考え方や地域のニーズに柔軟に対応し」と修正してございます。

同じく27ページの「(3) 施策」でございますが、広域連合と関係町村の役割分担を記載しております。

28ページをご覧ください。

「4 行政不服審査会に関する事務」でございます。

この事務は平成28年度から広域連合の事務としているもので、関係町村において住民から審査請求があった場合、町村から広域連合に設置している行政不服審査会に諮問することとなるものでございます。

30ページをご覧ください。

「5 広域化の調査研究に関する事務」でございます。

調査研究事務につきましては、第4次計画の策定にあたり、関係町村より提案のあった事務に対する検討結果を記載しておりまして、今後につきましても適宜、広域連合で取り組むべき事案を検討し、事務調査研究会において調査研究を行うこととしております。

31ページの「6 組織・職員体制の整備」につきましては、派遣期間が限定される広域連合において、業務に継続的に対応するために組織・職員体制の検討をすることとしております。

以上、大変簡単な説明となりましたが、第4次後志広域連合広域計画につきましてもの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

岩本議員。

○議員（岩本幹兒）

2ページですけれども、人口及び行政面積の表ですが、国勢調査のによって令和2年度の数字が変わったということですが、そうすれば、令和2年と平成27年の比較をしておりますが、比較の数字がこれも全部見直さないといけないのではないのでしょうか。

そうしますと、数字が合わなくなるのではないか。

どうなのでしょう。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

ただいま、ご質問をいただきました件ですけれども、比較の数字を修正しておりませんでした。申し訳ありません。

後ほど、修正したいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（岩井英明）

岩本議員。

○議員（岩本幹兒）

申し訳ございませんでしたでも良いけれども、議案だから後で修正しますで良いのですか。議長。

○議長（岩井英明）

それは、議会の場ではなく、事務局側でゆっくりと理解をするように求めています。

○議員（岩本幹兒）

議長の裁量にお任せします。

○議長（岩井英明）

理解をしていただきたいと思っております。

数字については、後日、きちんと直させますし、なおかつ、理解をしていただけるように説明をしてもらうようにしますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

6番、渡邊です。

全体を通してお伺いしたいことが一つあります。

今、ご指摘があったように人口の推移といたしましては、ここ数年、どの町村も減少傾向になりますね。

それに伴いまして、広域連合に加盟しております全16町村におかれまして、地域の働き手と言いますか、担い手と言いますか、最近外国人が非常に多く入ってきています。

外国人のことなのですけれども、この中には外国人についての事が書かれていないんですね。

外国人というのは、技能実習生や特定技能等でいろいろな業種で入ってきております。そういう人たちが、認識をもって理解をしていただいたうえで保険料だとか納めていただくということあれば問題ないわけですが、そここのところに理解不足がありまして、あちこちで問題があるように聞いております。そういうことに関して各町村から連合の方でどういう報告が挙がっているのか、挙がっているのであれば、どのような処理をしているのか、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

私の方では、外国人に係る町村からの報告の把握はしていなかったですけれども、今後、そういう声がありましたら内部でも対応を検討し、町村に情報提供していきたいと思っております。

○議長（岩井英明）

渡邊議員。

○議員（渡邊昭）

ありがとうございます。

その関係につきましては、おそらく、私の推測の範疇でございますけれども、外国人の方々の認識不足と雇用される事業主の方々の認識不足から始まって、保険料の納付というものがされていないからだと思われる節が多々ありますね。

ですから、そここの部分については、各町村それぞれ職員がきちんと説明をすることが非常に必要なことになってくるのではないかなと考えます。それぞれの各町村で、親切丁寧に日本語が喋れる外国人であれば良いですが、技能実習生たちは日本語が上手く喋れない部分が多々ありますので、質問するにしても非常に難しいので、そここのところを広域連合の方でももう少し取り進めて

いただきたいと思いますので、今回の意見としてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

岩本議員、渡邊議員と貴重なご意見をいただいたところでございますけれども、これは、計画でありまして、良いものについては取り入れていく、必要なものについては直していくという姿勢は連合も変わりありませんので、今後ともご指導いただきながら計画を充実していくものに取り扱っていきたいと思っておりますので、ご協力いただきたいと思います。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号、第4次後志広域連合広域計画の策定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○議長（岩井英明）

日程第6、議案第2号、令和3年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

議案第2号、令和3年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

令和3年度後志広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ390万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,188万6,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和3年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

7ページをご覧ください。

2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」、補正額28万2,000円の減額。内訳としましては、3節「職員手当等」4,000円の増額は、通勤手当の不足分を増額するものであります。

12節「委託料」29万8,000円の減額。電算システムネットワーク機器更新業務に含まれる、次期セキュリティクラウド更改に伴う設定変更費用が実績として減額となったことによる委託料の減額となります。

1 8 節「負担金補助及び交付金」1万2,000円の増額。職員の人件費実績により増額するものであります。

続きまして、同じく7ページになりますが、2款「総務費」2項「徴税費」1目「税務総務費」、補正額362万9,000円の減額となります。

3節「職員手当等」のうち、時間外勤務手当23万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、滞納整理における検索及び捜索に伴う動産の差し押えが例年どおりできなかったことから、事前事後の事務の減少に伴う減額補正となります。

7節「報償費」の8万円の減額及び次の8ページになります。

8節「旅費」のうち費用弁償の25万3,000円の減額につきましては、本年度、2回の開催を予定しておりました町村職員特別研修会につきまして、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、開催回数を減らしたことによる減額となります。

また、旅費のうち普通旅費の68万2,000円につきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、会議や研修会の開催が中止あるいは次年度へ延期となったこと、及び滞納処分執行に係る道外への出張などを見送ったことによる減額となります。

1 1 節「役務費」につきましては、インターネット公売システム利用料及び不動産等鑑定料などの実績により138万4,000円の減額とするものです。

1 8 節「負担金補助及び交付金」は、職員の異動等に伴う人件費負担金95万6,000円の減額補正となります。

同じく8ページの最後になります2款「総務費」、3項「選挙費」、1目「選挙管理委員会費」につきましては、選挙管理委員の交代に伴い8節「旅費」の内、費用弁償の不足分6,000円の増額補正となります。

続きまして、歳入をご説明いたします。

戻っていただきまして5ページをご覧ください。

1 款「分担金及び負担金」、1 項「負担金」、1 目「負担金」、補正額465万1,000円の減額。各町村別の内訳は説明欄のとおりでございます。

6 ページをご覧ください。

4 款「繰越金」、1 項「繰越金」、1 目「繰越金」、補正額213万円。前年度繰越金の留保額を追加補正するものでございます。

5 款「諸収入」、2 項「雑入」、1 目「滞納処分費」、補正額138万4,000円の減額。

歳出の「徴税費」で、ご説明申し上げましたが、インターネット公売システム利用料及び不動産等鑑定料などに係る配当金を滞納処分費として計上していたものを、減額補正するものであります。

なお、1ページの「第1表歳入歳出予算補正」及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号、令和3年度後志広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○議長（岩井英明）

日程第7、議案第3号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議案第3号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

令和3年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億423万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億3,656万9,000円とする。

第2項の規定については朗読を省略させていただきます。

令和4年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので9ページをお開き願います。

3「歳出」、1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」につきましては、1億664万2,000円の追加でございます。

主な内訳としまして、右側の一番上の段、3節「職員手当等」は、被保険者証の更新、月報等作成、会議資料等作成事務などを想定しておりましたが、時間内で完了したため、49万9,000円減額としています。4節から11節の役務費については、実績及び実績見込みに基づくもので、それぞれ減額となります。

12節「委託料」、共同電算処理委託料は、国保連に支払う共同処理に係る委託料で125万円の減、18節「負担金補助及び交付金」では、派遣職員の人件費負担金として18万9,000円を減額するほか、へき地直営診療所負担金として、3町の直営診療所の運営費分と施設設備に対する負担金合わせて、1億941万1,000円を増額するものでございます。

11ページの上段、1款、3項、1目「特別対策事業費」につきましては、148万1,000円の減額。

主な内訳としましては、11節「役務費」、医療費通知に係る郵便料で57万9,000円減額。

12節「委託料」、柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託については、90万2,000円の減額となっております。実績に基づくものでございます。

その下の段、2款「保険給付費」、1項「療養諸費」、1目「療養給付費」につきましては、494万8,000円の追加でございます。

こちらは、本広域連合における本年度の医療費推計と、北海道から示された見込額を比較して補正額を算出しております。

その下の段、3款「国民健康保険事業費納付金」、1項、1目「医療給付費分」は、新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税の減免に伴う財政支援のため、財源内訳を変更するものです。

12ページをお開き願います。

6款「保健事業費」、1項、1目「特定健康診査等事業費」、につきましては、3,902万4,000円の減でございます。

主な内容としまして、8節「旅費」から14ページの18節「負担金補助及び交付金」について、関係町村の実績及び実績見込みに基づき減額いたします。

14ページの下段、6款、2項「保健事業費」、1目「疾病予防費」は、56万円の減でございます。

こちら、14ページの8節「旅費」から15ページの12節「委託料」まで、各町村等で実施している疾病予防に係る経費について、実績又は実績見込みに伴い減額するものです。

15ページ、8款「諸支出費」、1項「償還金及び還付加算金」、1目「償還金」、22節「償還金利子及び割引金」は、164万2,000円の追加。

内容につきましては、令和2年度特定健康診査等負担金の精算で、国と道への返還金の合算額となります。

以上、歳出合計1億423万円の追加補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」5,821万6,000円の減額となります。

こちらは、実績または実績見込みによる減額によって分賦金の総額は減額となっております。

次の6ページにまたがりませんが、各町村の金額につきましては説明欄に記載とおりでございます。

6ページの中段、2款「国庫支出金」、1項、1目「国庫補助金」は、1節「災害等臨時特例補助金」で1,603万2,000円の追加。

こちらは、新型コロナウイルス感染症に伴い国保税減免措置に係る国庫補助金の交付に伴い増額となっております。

その下の段、3款「道支出金」、1項「道補助金」、1目「保険給付費等交付金」は、2節「保険給付費等交付金（特別分）」で、1億4,147万4,000円の追加。

説明欄にあります、保険者努力支援分で、2,733万4,000円の追加。

その下の、特別調整交付金1億1,600万3,000円の内容は、へき地直営診療所交付金及び特定健診未受診者対策・国保フォローアップ事業費となっております。

その下の、道繰入金2号分は、24万7,000円追加。

7ページに移りまして、特定健康診査等負担金は、211万円の減額となります。

その下の段、5款「諸収入」、2項「雑入」、2目「返納金」は、494万7,000円の追加で、一般被保険者の国保資格の過誤などによる返納金の返納実績に伴うものとなります。

8ページをお願いいたします。

5款、2項、3目「雑入」は、7,000円の減額で、会計年度任用職員の社会保険料の減額となっております。

以上、歳入補正額合計は歳出と同額の1億423万円を追加補正するものでございます。

参考として、補正予算の町村別内訳表を議案の最後に添付していますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、1ページの「第1表歳入歳出予算補正」、及び3ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま、説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号、令和3年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(岩井英明)

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○議長(岩井英明)

日程第8、議案第4号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○介護保険係長(夏井一充)

議長。

○議長(岩井英明)

夏井介護保険係長。

○介護保険係長(夏井一充)

議案第4号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。

令和3年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,611万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ66億9,498万6,000円とする。

第2項については、朗読を省略させていただきます。

令和4年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

今回、補正の主な内容につきましては、歳出の介護サービス等給付費、地域支援事業費事務的経費の実績見込による増減とそれに伴う歳入の町村負担金及び国庫負担金等の追加・減額を行うものでございます。

それでは歳出からご説明いたしますので、議案の13ページをお開き願います。

1款「総務費」、1項、1目「一般管理費」につきましては、67万3,000円減額でございます。

内容といたしましては、1節「報酬」介護保険運営協議会委員報酬の実績見込みによる減、3節「職員手当等」、事務局職員時間外勤務手当の実績見込みによる増、8節「旅費」、介護保険運営協議会委員費用弁償、職員研修旅費の実績見込みによる減、18節「負担金補助及び交付金」介護保険課10名の職員人件費の実績見込みによる負担金の減でございます。

12節「委託料」につきましては、電算システムの改修に要した経費のうち、144万円が国費補助の交付対象となるため、歳入で補助金を受けるとともに、歳出で財源更正するものでございます。

14ページをご覧ください。

2項、1目「賦課徴収費」、12節「委託料」11万円の減額につきましては、介護保険料納入通知書等印刷業務委託料の執行残の減額となるものです。

3項、1目「認定審査会費」、12節「委託料」268万4,000円、18節「負担金補助及び交付金」7万円の減額につきましては、南後志地区、羊蹄山麓地区、岩宇地区のそれぞれの認定審査会の実績見込みにより、合わせて275万4,000円の減額となるものです。

15ページをご覧ください。

続きまして、2款「介護給付費」1項、1目「介護サービス等給付費」についてですが、補正後の額57億1,071万5,000円と、2,662万3,000円の減額です。介護サービス給付費の実績見込額による減額でございます。

サービス毎の増減内訳について、居宅介護サービス給付費2,036万4,000円、居宅介護サービス計画給付費1,148万8,000円、居宅介護予防サービス給付費391万6,000円の追加につきましては、訪問介護・看護等の訪問系サービスの利用増加が見込まれるためです。

また、高額介護サービス費等給付費357万8,000円の追加については、対象者への申請勧奨強化を実施したことにより対象者の増加が見込まれることによるものです。

施設介護サービス給付費4,171万4,000円の減額につきましては、令和3年10月開設予定であった介護医療院の開設時期が遅れたことによる減額分を見込んだものです。

また、地域密着型サービス給付費855万2,000円、地域密着型介護予防サービス給付費104万7,000円、居宅介護予防サービス計画給付費147万6,000円の減額につきましては、サービス利用者の減少が見込まれるためです。

さらに、特定入所者介護サービス給付費1,325万円6,000円の減額につきましては、令和3年8月からの制度改正による利用実績の減少が見込まれることによるものです。

介護サービス給付費の町村別サービス毎の見込額につきましては、別添の「資料1」に一覧表を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

16ページをご覧ください。

3款「地域支援事業費」、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」についてですが、補正後の額2億933万2,000円と15万6,000円の減額でございます。

内訳につきましては、11節「役務費」、審査支払手数料につきましては、審査件数の伸びを見込み4万3,000円の追加でございます。

12節「委託料」、180万8,000円の減額、18節「負担金補助及び交付金」、160万9,000円の追加につきましては、関係町村に委託している介護予防・日常生活支援総合事業の実績見込みによる増減でございます。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」については、12節「委託料」、1,580万1,000円の減額でございますが、こちらにつきましても、町村に委託している事業で、実績見込みによる減額となっております。

以上が歳出の補正となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項、1目「広域連合負担金」、補正後の額9億8,638万7,000円と1,136万6,000円の減額でございます。

増減内訳につきましては、5ページから10ページにかけてとなりますが、1節「介護給付費町村負担金」332万8,000円の減額につきましては、介護サービス等給付費の減額に伴う町村負担金の増減です。

6ページになりますが、2節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」、1万9,000円の減額でございますが、関係町村の総合事業の実績見込みに伴う、町村負担金の増減です。

7ページになりますが、3節「地域支援事業町村負担金」、304万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましても、関係町村の包括的支援事業・任意事業の実績見込みに伴う町村負担金の増減です。

8ページになりますが、4節「事務費等町村負担金」、222万3,000円の減額ですが、介護保険課職員の人件費見込み、電算システム改修費用の国費補助に伴う財源更生が、主な減額の要因であります。

9ページから10ページになりますが、5節「介護認定審査会町村負担金」については、275万4,000円の減額でございますが、南後志地区認定審査会、羊蹄山麓地区認定審査会と岩宇地区介護認定審査会に係る経費の減額によるものでございます。

なお、ただいま、ご説明いたしました町村負担金の補正後の額については、別添資料の2ペー

ジ「資料2」に各町村別の負担金額を記載した一覧表を添付しておりますので、ご高覧いただければと思います。

11ページをご覧願います。

3款「国庫支出金」、1項、1目「介護給付費負担金」、183万1,000円の追加につきましては、介護サービス給付費の実績見込みに伴う国負担金の増額でございます。

3款、2項「国庫補助金」につきましては、1,580万6,000円の減額でございます。

内訳につきましては、1目「調整交付金」、1,316万1,000円の減額は介護サービス給付費の減額に伴うもので、2目「地域支援事業（総合事業）」、3目「包括的支援事業」の交付金につきましては、実績見込額の増減に伴い、それぞれ199万8,000円の増額、608万3,000円の減額となるものでございます。

6目「介護保険事業補助金」につきましては、電算システム改修で、国の補助金交付の内示があり、新規追加項目として144万円を補正するものです。

続きまして、4款、1項「支払基金交付金」についてですが、723万1,000円の減額でございます。

内訳につきましては、国庫支出金と同様に、介護サービス給付費の実績見込み、地域支援事業の実績見込みによる減額に伴い、支払基金が交付する負担分を減額しているものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

5款「道支出金」、1項「道負担金」、1目「介護給付費負担金」になりますが、こちらにつきましても、介護サービス等給付費の実績見込額の減により、道負担額を1,048万4,000円減額するものでございます。

2項「道補助金」、1目「地域支援事業交付金（総合事業）」、2目「（包括的支援事業）」につきましても、事業費の実績見込額の減に伴い、それぞれ1万9,000円、304万2,000円を減額するものでございます。

以上が歳入の内容となります。

なお、1ページ2ページの「第1表歳入歳出予算補正」及び3ページ4ページの「歳入歳出補正予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第4号、令和3年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9～11 議案第5号～7号

○議長（岩井英明）

日程第9、議案第5号、令和4年度後志広域連合一般会計予算から、日程第11、議案第7号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算を、議題といたします。

予算の審議にあたりましては、議会運営委員長より、予算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がされた旨の報告がありました。

お諮りします。

議案第5号から議案第7号までの予算議案3件については、本会議で審査することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号から議案第7号までにつきましては、本会議で審査することに決定いたしました。

○議長（岩井英明）

日程第9、議案第5号、令和4年度後志広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（山口丈夫）

議長。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

議案第5号、令和4年度後志広域連合一般会計予算。

令和4年度後志広域連合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,853万5,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和4年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

歳入歳出にかかる前年度との比較、また、主な増減理由につきましては、「資料1」を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

なお、新年度予算の説明につきましては、新たに予算計上されたものや、前年度に比較して、大幅に予算額が増減したものを、主に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、17ページをご覧ください。

それでは、ご説明申し上げます。

1款「議会費」、1項「議会費」、1目「議会費」、本年度予算額158万3,000円。予算につきましては、議会開催に係る経費でございますが、前年度比較69万5,000円の増額となっております。

1節「報酬」40万円。議員報酬でございます。

以下、次のページになりますが、13節「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

今回、北海道内への議員視察研修費用として、費用弁償、旅費、借上料など64万円を予算計上しておりますが、実施につきましては新型コロナウイルスの感染状況を見ながらの判断と考えております。

19ページをご覧ください。

2款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」、本年度予算額6,288万2,000円。予算につきましては、副連合長給料、事務所借上料、職員人件費負担金など管理経費に関する予算でございます。

22ページをご覧ください。

11節「役務費」の説明欄にあります、「口座振込等手数料」ですが、今年度から口座振込等に必要な手数料として、半年分の予算計上をしておりましたが、来年度は一年分の116万8,000円

を計上しております。

23ページをご覧ください。

12節「委託料」の説明欄の最後、IDC・庁舎接続用ネットワーク機器更改及びOfficeライセンス更新業務委託料ですが、平成28年度に導入したネットワーク機器、ファイアウォールの更改時期が到来するため、ネットワークの構成変更を含めた更改作業、及びマイクロソフトOfficeライセンスの更新の業務として862万1,000円の計上となっております。

24ページをご覧ください。

17節「備品購入費」、60万8,000円でございますが、新型コロナウイルス感染拡大によりウェブ会議の頻度が増えていることから、会議用タブレット端末の購入と老朽化した事務椅子の一部購入予算を計上しているものであります。

次に、18節「負担金補助及び交付金」、2,787万7,000円。事務局職員人件費負担金ほかでございます。

25ページの2目「行政不服審査会費」、本年度予算額9万8,000円。1節「報酬」から13節「使用料及び賃借料」まで、ご覧のとおりでございます。

26ページをご覧ください。

2款「総務費」、2項「徴税費」、1目「税務総務費」、本年度予算額2,260万9,000円。3節「職員手当」、93万7,000円。時間外勤務手当ほかでございます。

以下、7節「報償費」から27ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

11節「役務費」の手数料でございますが、423万7,000円のうち、公売に係る手数料は417万2,000円を計上しているところであります。

29ページをご覧ください。

2款「総務費」、3項「選挙費」、1目「選挙管理委員会費」、本年度予算額12万8,000円。選挙管理委員会開催に要する経費で、1節「報酬」から10節「需用費」まで、ご覧のとおりでございます。

30ページをご覧ください。

2款「総務費」、4項「監査委員費」、1目「監査委員費」、本年度予算額29万6,000円。出納検査、定例監査、決算審査などに要する経費で、1節「報酬」から18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

31ページをご覧ください。

3款「民生費」、1項「社会福祉費」、1目「老人福祉費」、27節「繰出金」1億991万4,000円。介護保険第1号被保険者の介護保険料の軽減措置として、介護保険会計へ繰出しするものでございます。

32ページをご覧ください。

4款「公債費」、1項「公債費」、1目「利子」、22節「償還金利子及び割引料」、2万5,000円、一時借入金利子でございます。

33ページをご覧ください。

5款「予備費」、1項「予備費」、1目「予備費」、本年度予算額100万円でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

1款「分担金及び負担金」、1項「負担金」、1目「負担金」、本年度予算額1億1,102万9,000円。

1節「町村負担金」、8,355万1,000円。各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

なお、参考資料として「資料2」負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、2,747万8,000円。歳出の老人福祉費で申し上げました、介護保険料軽減に係る町村負担金でございます。

12ページをご覧ください。

2款「国庫支出金」、1項「国庫負担金」、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、本年度予算額5,495万6,000円でございます。

13ページをご覧ください。

3款「道支出金」、1項「道負担金」、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、2,747万8,000円でございます。

14ページをご覧ください。

4款「繰越金」、1項「繰越金」、1目「繰越金」、本年度予算額1,000円。前年度繰越金でございます。

15ページをご覧ください。

5款「諸収入」、1項「預金利子」、1目「預金利子」、本年度予算額1,000円。預金利子でございます。

16ページをご覧ください。

5款「諸収入」、2項「雑入」、1目「滞納処分費」、本年度予算額417万2,000円。滞納処分費でございます。

2目「雑入」、1節「納付金」、本年度予算額89万7,000円。社会保険料、雇用保険料でございます。2節「雑入」、1,000円でございます。

また、1ページの「第1表歳入歳出予算書」及び5ページの「歳入歳出予算事項別明細書」の「総括」につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂庭議員。

○議員（坂庭進）

35ページ、36ページの職員と会計年度任用職員の手当の違いを説明してください。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

申し訳ありませんけれども、もう一度内容を教えていただけますでしょうか。

○議員（坂庭進）

給与明細書のところで一般職で報酬額と職員手当があります。

36ページに会計年度任用職員の職員手当があるのですが、9節の職員手当の違いをお願いしたい。

○議長（岩井英明）

答弁調整で5分間休憩いたします。

（休憩）

○議長（岩井英明）

会議を再開いたします。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

ただいまのご質問にお答えいたします。

35ページの一般職と書いてあります報酬につきましては、会計年度任用職員の毎月支払いしている報酬になります。

こちらにあります、職員手当につきましては、派遣職員の時間外勤務手当と通勤手当、特殊勤務手当等の手当になります。

そして、36ページの職員手当の数字につきましては、会計年度任用職員の期末手当になってございます。

○議長（岩井英明）

坂庭議員。

○議員（坂庭進）

会計年度任用職員に出していない手当があるのかなどの思いがあるものですから、そこをお願いしたい。

○議長（岩井英明）

山口事務局長。

○事務局長（山口丈夫）

人件費につきましては、条例に基づきまして支給しているところでございますけれども、いわゆる派遣職員につきましては、基本的に給料や期末手当につきましては、町村から出ております。

会計年度任用職員につきましては、毎月の報酬分と手当は期末手当部分が対象となります。もちろん会計年度任用職員も、例えば時間外勤務をする場合は、手当がつくところでございますけれども、基本的には期末手当分を計上しているところでございます。

○議長（岩井英明）

ご理解いただけましたでしょうか。

○議員（坂庭進）

はい。

○議長（岩井英明）

納得いくまで事務局側と後で聞いてください。

○議長（岩井英明）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第5号、令和4年度後志広域連合一般会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井英明）

日程第10、議案第6号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議長。

○議長（岩井英明）

高崎国民健康保険課長。

○国民健康保険課長（高崎貴明）

議案第6号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和4年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億9585万9,000円と定める。

第2項以降の規定については、朗読を省略いたします。

令和4年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明させていただきますので、20ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、前年度予算額及び比較を省略し、予算額が大きく増減したもの、更には令和4年度に新たに措置したものなどを主として説明させていただきます。

また、令和4年度につきましては、令和3年度まで5款に計上していた財政安定化基金拠出金が、令和3年度をもって完了したことから、旧5款を廃款し、以降の款を繰り上げております。それでは、20ページをお開き願います。

3「歳出」、1款「総務費」、1項「総務管理費」、1目「一般管理費」は、6,420万8,000円とするものでございます。

まず、1節「報酬」から23ページの11節「役務費」までは、例年と同様の内容の予算でございますので詳細の説明を省略させていただきます。

23ページをお開き願います。

23ページ下段から24ページの12節「委託料」、1,342万7,000円は、国保連へ支払う共同電算処理委託料、広域連合の「市町村事務処理標準システム」を利用するにあたり、ネットワークの保守に係る「国民健康保険電算システム保守管理業務委託料」、町村に設置している端末の更新に伴う、「北海道クラウド機器更新業務委託料」をそれぞれ計上しております。

13節「使用料及び賃借料」は、会議室借上料、18節「負担金補助及び交付金」は、国民健康保険課への派遣職員の人件費負担金で人事異動に伴い、3,857万5,000円を計上しております。

その下の、1款、1項、2目「連合会負担金」、6,112万4,000円。国保連合会の一般会費や、「市町村事務処理標準システム」の運用経費などに係る費用となっております。

25ページをお願いします。

1款、2項、1目「運営協議会費」、41万円は、運営協議会開催等に伴う経費としまして、令和3年度と同様の予算内容でございますが、令和4年度は国保運営協議会委員の改選期に伴い、10節「需用費」で参考図書を購入を予定しております。

26ページをお開き願います。

1款、3項、1目「特別対策事業費」は、415万2,000円とするものでございます。

10節「需用費」は、主に被保険者証の更新に合わせて配布するパンフレット等の購入費用、11節「役務費」及び12節「委託料」につきましては、医療費通知及び後発医薬品利用差額通知に係る費用及び柔道整復施術療養費支給申請書点検業務委託でございます。

27ページをお願いいたします。

2款「保険給付費」でございますが、1項「療養諸費」から31ページ5項「葬祭諸費」までにつきましては、北海道より国保事業費納付金算定時に見込額が示されておりますので、そちらの金額に合わせて計上しております。

それでは、27ページの、2款「保険給付費」、1項「療養諸費」1目「療養給付費」は、40億3,249万円、2目「療養費」は、3,047万3,000円、3目「審査支払手数料」は、727万5,000円でございます。

28ページをお開き願います。

2款、2項「高額療養費」1目「高額療養費」は、6億3,494万3,000円、2目「高額介護合算療養費」は、35万2,000円、3目「高額外来年間合算療養費」は、16万円。

29ページをお願いいたします。

2款、3項、1目「移送費」は、前年度と同様の予算内容でございます。

30ページをお開き願います。

2款、4項「出産育児諸費」、1目「出産育児一時金」3,362万4,000円は、80名分を計上しております。

31ページをお願いいたします。

5項「葬祭諸費」1目「葬祭費」243万円は、81件分を計上しております。

2款「保険給付費」の総額としましては、47億4,175万7,000円となっております。

32ページをお開き願います。

3款「国民健康保険事業費納付金」、こちらは北海道に納める費用となります。

1 項、1 目「医療給付費分」は、13億9,674万6,000円。

3 3 ページをお願いいたします。

2 項、1 目「後期高齢者支援金等分」は、4億1,701万9,000円。

3 4 ページをお開き願います。

3 項、1 目「介護納付金分」は、1億6,124万1,000円となっております。

3 款全体で19億7,500万6,000円となっております。

3 5 ページをお願いいたします。

4 款、1 項、1 目「共同事業拠出金」。

こちらは、退職者医療制度に係る対象者把握のための事務的経費で、制度自体は廃止し、経過措置も終了しましたが、特例の遡及適用があった場合の措置として1万円の予算を計上しております。

3 6 ページをお開き願います。

5 款「保健事業費」につきましては、各町村で実施していただいております事業費の積み上げにより予算を計上しております。

1 項、1 目「特定健康診査等事業費」は、8,866万円でございます。

3 6 ページの8 節「旅費」、3 7 ページから3 9 ページまでの1 0 節「需用費」につきましては、共通経費としての広域連合分と、関係町村分の積算となっており、内訳は説明欄に記載のとおりでございます。

3 9 ページの中段からの1 1 節「役務費」は、特定健診の案内などに係る郵便料や、国保連でのデータ処理に係る共同処理手数料で、344万5,000円。

その下の1 2 節「委託料」4,315万8,000円。説明欄の特定健診等委託料、3,886万1,000円は、広域連合が関係町村に委託して事業を実施しており、関係町村から提出していただいた金額を計上しています。

3 9 ページから4 1 ページ中段の説明欄に町村別の金額を記載しております。

4 1 ページの委託料の中ごろに、機器保守点検委託料、221万1,000円。

その下、特定健診未受診者対策業務委託料、151万円。

その下の特定健診情報提供事業委託料、57万6,000円。

こちらは北後志地区及び南後志地区において、健診を受診されていない方のうち、当該地区の医療機関を受診されている方を対象に、本人の同意を得た上で、医療機関から特定健診に相当する項目のデータを受領して特定健診の受診に代え、受診率の向上を図り、合わせて被保険者の健康維持に役立てるものでございます。

4 2 ページをお開き願います。

1 3 節「使用料及び賃借料」で、特定健診に係る機器類の借上料を計上し、その下の、1 8 節「負担金補助及び交付金」は、北海道国保連合会が実施する受診率向上支援共同事業について9 町村が事業に取り組む予定であり、その費用を国保連合会負担金に計上しております。

そのほかについては、例年と同様の内容の予算でございますので説明を省略させていただきます。

4 4 ページをお開き願います。

5 款、2 項「保健事業費」、1 目「疾病予防費」は、3,039万3,000円でございます。

7 節「報償費」、8 節「旅費」、次の4 5 ページまで続く1 0 節「需用費」、さらに4 6 ページまで続く1 1 節「役務費」につきましては、1 項の「特定健康診査等事業費」同様、広域連合分と関係町村分の積算となります。

同じく4 6 ページから4 7 ページの1 2 節「委託料」、1,867万3,000円は、関係町村で行う短期人間ドック等の検診に係る委託料でございます。

4 7 ページから4 8 ページまでの1 8 節「負担金補助及び交付金」の予防接種等負担金につきましては、関係町村における予防接種事業等に対する負担金の合計額1,062万7,000円でございます。

町村別の内訳は説明欄記載のとおりでございます。

4 9 ページの6 款「公債費」、5 0 ページの7 款「諸支出金」、5 1 ページの8 款「予備費」、につきましては、同様の内容でございますので説明を省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、10ページにお戻り願います。

2「歳入」、1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」は、20億9,662万7,000円でございます。分賦金の内訳につきまして、1節「医療給付分」、15億1,836万7,000円。

11ページ下段の、2節「介護保険分」、1億6,124万1,000円。

13ページをお開きいただき、3節「後期高齢者分」、4億1,701万9,000円を計上してございます。

なお、各町村の額につきましては、説明欄に記載のとおりとなります。

少し飛びますが、16ページをお開き願います。

2款「道支出金」、1項「道補助金」、1目「保険給付費等交付金」は、48億9,876万2,000円。

1節「保険給付費等交付金（普通）」、こちらの47億4,175万7,000円は、歳出の2款「保険給付費」に充てる費用として北海道から交付されるもので、歳出2款の合計額と同額となっております。

2節「保険給付費等交付金（特別）」については、保健事業や徴収率などを点数化して交付される「保険者努力支援分」、健康づくりなどの個別に取組事業に対して交付される「特別調整交付金」と、「道繰入金（2号分）」及び「特定健康診査等負担金」の合計1億5,700万5,000円でございます。

なお、広域連合への経営姿勢にかかる財政支援につきましては、毎年北海道ヒアリングを受けて額が決定しておりますが、現時点で経営姿勢に係る分につきましては、令和5年度までは継続して交付いただけるという見込みでございます。

また、令和6年度以降についても財政支援をいただけるよう道内3広域連合から要望しております。

17ページの3款「繰越金」、18ページ、19ページの4款「諸収入」については、例年と同様の内容ですので、説明を省略させていただきます。

以上、令和4年度国民健康保険事業特別会計の予算となります。

なお、1ページからの「第1表歳入歳出予算」及び、7ページからの「歳入歳出予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

また、議案の後ろに資料を添付してございますので後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第6号、令和4年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩井英明）

日程第11、議案第7号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○介護保険係長（夏井一充）

議長。

○議長（岩井英明）

夏井介護保険係長。

○介護保険係長（夏井一充）

議案第7号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。

令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億9,091万7,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和4年2月28日提出、後志広域連合長、高橋昌幸。

前年度当初の予算と比較いたしますと、1億2,042万4,000円の増となっております。

減額的主要な要因としましては、介護サービス給付費が、前年度対比で1億308万7,000円、地域支援事業費が2,111万1,000円の増加見込みであること、また、本年度は、3か年ごとの事業計画策定年のためのニーズ調査委託料として、1,178万6,000円の予算計上のほか、自治体情報システムの標準化・共通化対応として、介護保険システムのオンライン申請改修、収納管理システムに対する滞納機能強化改委託料の計上、などが主な理由となっております。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

34ページをお開き願います。

3「歳出」でございますが、1款「総務費」、1項、1目「一般管理費」で、1億1,517万3,000円を計上しております。前年度比較691万8,000円の減となります。

34ページ1節「報酬」から35ページ11節「役務費」につきましては、事務的経費で必要見込み額を計上しておりますので、ご高覧いただければと思います。

36ページをお開き願います。

12節「委託料」、3,477万6,000円、前年対比11.14%の減ですが、自治体情報システムの標準化・共通化対応として、介護保険システムのオンライン申請改修、収納管理システムに対する滞納機能強化対応に対する、介護保険電算システム改修業務委託料として785万円、電算システムネットワーク機器更新業務委託料として107万円1,000円、電算システム及びマイナンバー環境設備の保守業務分として、2,585万5,000円を計上させていただいております。

41ページをお開き願います。

3項、1目「認定審査会費」につきましては、4,770万円を計上させていただいております。審査会経費は、それぞれ4つの審査会から提出された金額に基づき計上しております。

委託料で計上している内訳としまして南後志地区審査会経費732万円7,000円と羊蹄山麓地区審査会経費2,140万9,000円、負担金で計上している内訳としまして岩宇地区審査会経費855万4,000円、北後志地区審査会経費1,041万円でございます。

42ページをご覧ください。

1款、4項、1目「計画策定委員会費」は、21万6,000円を計上させていただいております。前年対比16万2,000円の増となっております。第9期介護保険事業計画の検証委員会及び策定委員会に係る報酬、費用弁償を計上させていただいております。

43ページをお開き願います。

2款「介護給付費」、1項、1目「介護サービス等給付費」につきましては、前年度と比較して、1億308万7,000円、1.81%増の57億9,872万4,000円を計上させていただいております。

令和4年度につきましては、古平町介護医療院の開設による給付費の伸びが見込まれることから、令和3年度の実績見込額にこれら要因を加え、さらに給付費の伸び率を勘案した額を給付費の見込額とさせていただきます。

なお、サービスごとの給付費予算は、43ページから44ページの説明欄に記載のとおりでございますので、ご高覧いただければと思います。

45ページをお開き願います。

3款「地域支援事業費」、1項、1目「介護予防・生活支援サービス等事業費」につきましては、前年対比894万1,000円増の2億1,842万9,000円を計上させていただいております。

11節「役務費」では、審査支払手数料を、12節「委託料」、18節「負担金補助及び交付金」の説明欄に記載の介護予防に係る事業費につきましては、関係町村から提出された事業費の積上額となっております。

46ページをご覧ください。

3款、2項、1目「包括的支援事業任意事業費」についてですが、前年対比で1,217万円増の3億9,603万8,000円でございます。地域包括支援センター運営費のほか、在宅医療・介護連携推進事業費や生活支援体制整備事業費等となります。

内訳でございますが、11節「役務費」は、介護給付の適正化事業として実施する介護給付費通知書の発送に伴う郵便料金、国保連に対する手数料でございます。

12節「委託料」は、関係町村が実施する事業費の積み上げですが、前年と比べ1,218万2,000円の増の3億9,518万3,000円となっております。

また、この委託料の中には、広域連合実施事業であるケアプラン点検委託料、アドバイザー業務委託料も含まれています。

48ページ「利子」、49ページ「償還金」、50ページ「予備費」については、昨年同様の額を計上させていただいておりますので説明を省略させていただきます。

以上が、歳出の予算となります。

続きまして、歳入のご説明をいたします。

11ページをお開き願います。

1款「保険料」、1項、1目「第1号被保険者保険料」につきましては、10億9,946万4,000円を計上しております。

令和4年度の現年度分につきましては、前年対比691万9,000円、0.6%減の10億9,604万2,000円を計上させていただいておりますが、この要因としては、第一号被保険者数の実績推移に伴う保険料の見込減でございます。

また、滞納繰越分については、令和3年度末の滞納繰越見込額1,126万円に令和3年度の徴収見込率である30.4%を乗じた342万円2,000円を計上させていただきました。

12ページをお開き願います。

2款「分担金及び負担金」、1項、1目「広域連合負担金」につきましては、前年対比1,261万6,000円増の10億466万2,000円でございます。

負担金の内訳については、1節「介護サービス等給付費に係る負担金」につきましては、給付費の12.5%に相当する額、7億2,484万円を見込んでおります。

なお、各町村別の負担金額は、説明欄に記載のとおりでございますので、お目通しいただければと存じます。

13ページの地域支援事業介護予防日常生活支援総合事業に係る負担金、15ページの域支援事業包括的支援事業任意事業に係る負担金、17ページの事務費等町村負担金について、それぞれの負担割合で計上しております。

ただいまご説明致しました、1節「介護給付費町村負担金」から5節「介護認定審査会負担金」につきましては、別添「資料2」に、町村毎の負担金一覧表を添付しておりますので、ご高覧いただければと思います。

21ページをご覧ください。

3款「国庫支出金」、1項、1目「介護給付費負担金」につきましては、9億7,909万9,000円を計上させていただいておりますが、介護サービス等給付費の国の負担分になります。

介護サービス等給付費のうち施設給付分15%、居宅給付分20%の負担割合となっております。

22ページをお開き願います。

2項「国庫補助金」、1目「調整交付金」につきましては、4億6,797万4,000円を計上させていただきましたが、交付基準額に調整見込率8.07%を乗じて見込額としております。

2目「地域支援事業交付金」介護予防日常生活支援総合事業に係る交付金6,131万3,000円を計

上してございます。総合事業費の20%の負担割合に、財政調整交付金を加え算出しております。

3目「地域支援事業交付金」包括的支援事業任意事業1億5,247万5,000円でございます。こちらは、包括的支援事業費任意事業費の負担割合、38.5%に相当する額でございます。

4目「保険者機能強化推進交付金」として、2,034万円を計上してございます。

28ページをご覧ください。

7款、2項、1目「基金繰入金」は、6,050万円を見込んでおります。

給付費の増加見込みにより保険料負担額に不足が生じるため、基金を取崩し、繰り入れるものでございます。

以上が歳入の予算となります。

なお、別添資料として「資料1」の1ページに介護保険事業特別会計予算の主な増減理由の一覧を、「資料3」に給付費の町村別割合を、「資料4」に給付費の各サービス別割合のグラフを添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

また、1ページから6ページまでの「第1表歳入歳出予算」、7ページから10ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書1総括」につきましては、ただいまの説明の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、令和4年度介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより、議案第7号、令和4年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○議長（岩井英明）

以上をもって、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和4年第1回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 16時15分